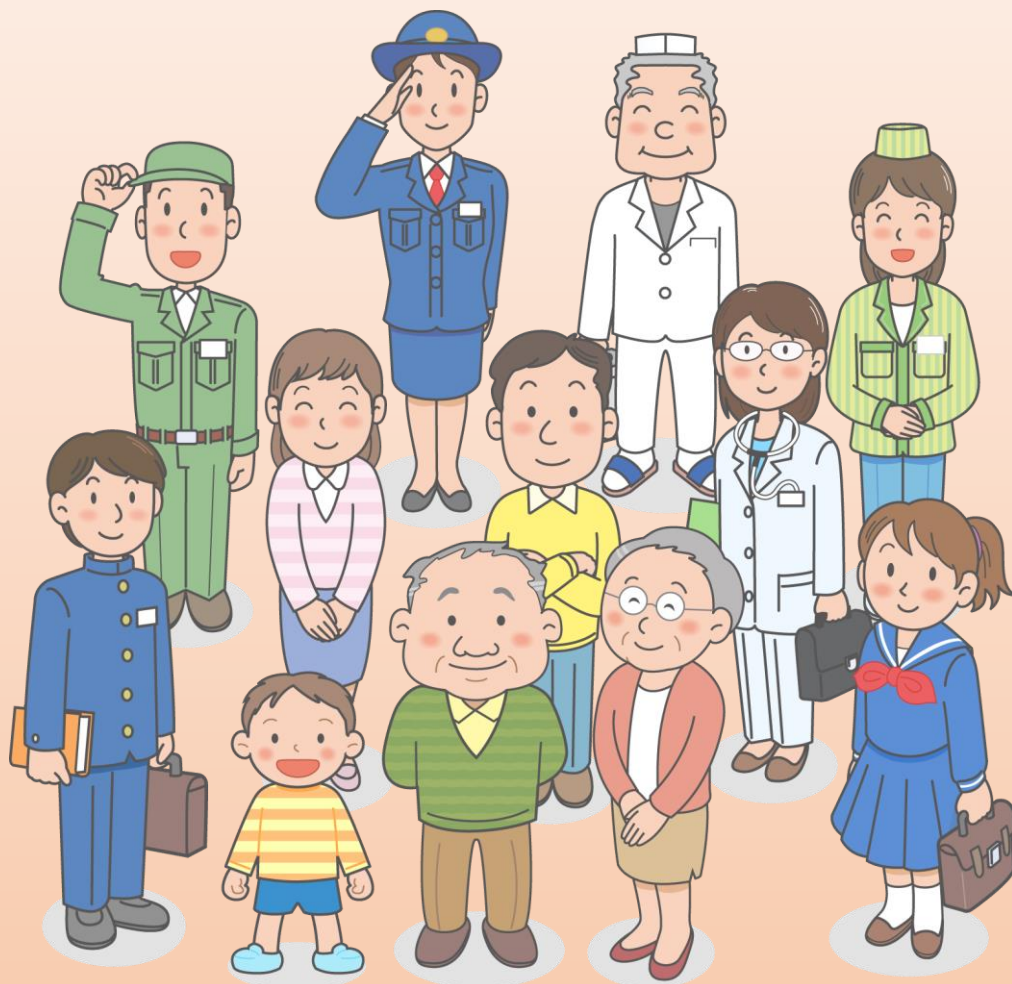
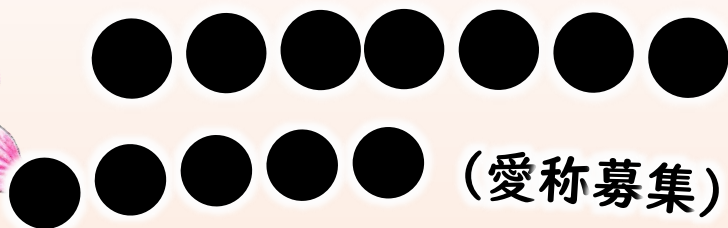




高齢者が尊厳を保ち、安全・安心に健康で
多様な暮らし方ができる支え合いのまちづくり

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
令和3年度（2021年度）から3年間

令和3年3月
尼崎市



計画の基本理念

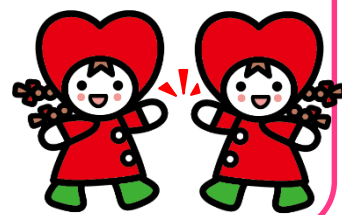
高齢者が尊厳を保ち、安全・安心に健康で 多様な暮らし方ができる支え合いのまちづくり

高齢者の誰もが自分らしく、誰からも大切にされながら、介護が必要となっても、認知症があってもなくても、その人らしい生活を実現できることが大切です。本市では、地域がこうした基盤となるよう介護予防、生活支援、医療と介護の連携、住まい、認知症などに関する施策を展開し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

また、地域共生社会にうたわれる「『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていく」ことは、介護予防や認知症予防に寄与することが期待されるとともに、高齢者がいきいきと安全・安心な生活を送ることにもつながるといえます。

このように高齢者の暮らしにとって、地域包括ケアシステムを深化・推進し、地域共生社会を実現していくことはとても重要です。

行政、多様な専門機関や地域団体、事業者、さらに市民が基本理念を共有し、それぞれが主体的に関わり、連携、協働しながら、理念の実現を目指しましょう。



尼崎市シティプロモーション
マスコット あまっこ



計画の位置付け

本計画は尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画」や福祉の基盤的計画である「あまがさきし地域福祉計画」と理念等の共有を図るとともに、本計画の内容はその他の関連計画などとも整合性を図ることとし、SDGsの視点も意識したものとします。

なお、本計画は老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画で構成しています。

また、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づく市町村整備計画及び健康増進法に基づく健康増進事業の内容も含んでいます。



計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。
(2021年度) (2023年度)

なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、実態が本計画と乖離し、著しく供給量が不足する場合などには、必要に応じて、計画の見直しを行うことがあります。



計画の名称について

「●●●●」という愛称には○○○○という意味（想い・願い）が込められており、市民等からの応募の中から選ばれました。

「ウィズコロナ」(ウイルスと共存し感染予防と生活の両立を図る)・将来的な
「ポストコロナ」(今回の経験を次につなげていく)を踏まえた計画の推進について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「3密」(密閉・密集・密接)の回避をはじめ、生活様式が大きく変化しつつあり、運動習慣、外出の頻度、人との交流機会の減少等によって筋力や認知機能の低下、閉じこもりなどが懸念されます。

今、起こる筋力低下などは一過性のものでなく、今後の一人ひとりの生活に影響を及ぼしてしまいます。だからこそ、今できることに取り組み、将来につなげていくことが大切です。

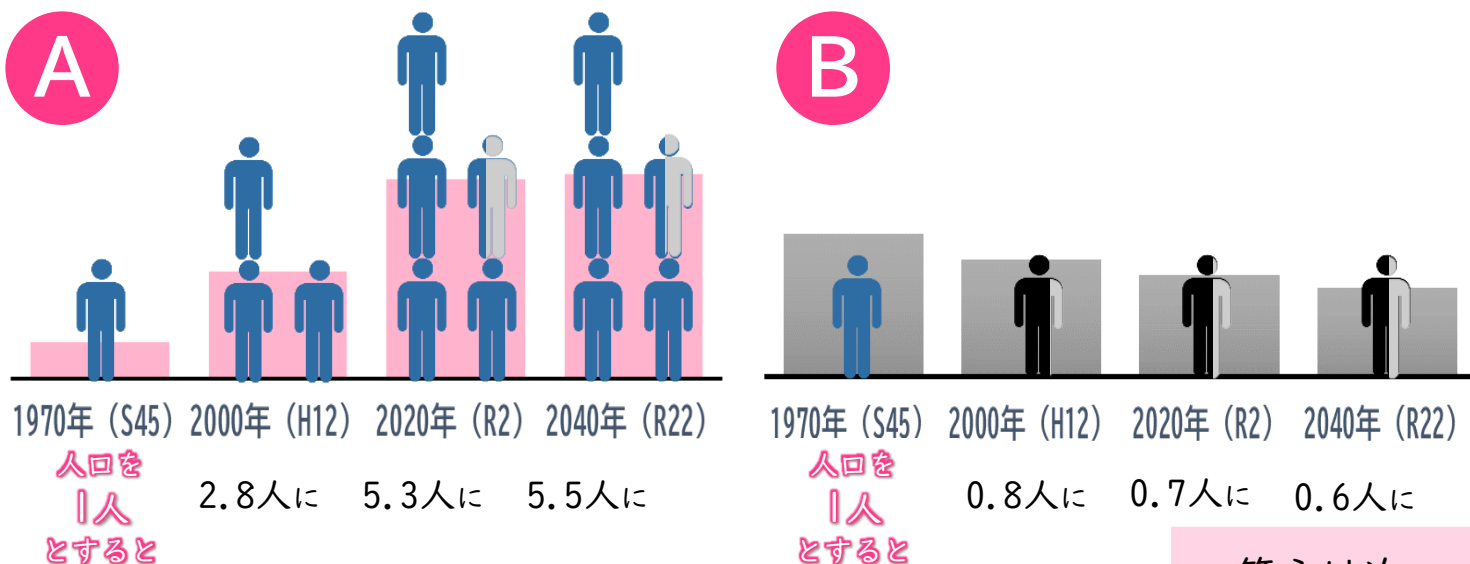
- おうちでできる高齢者向けの体操動画を市ホームページやDVDの配布で紹介するなど、誰もが気軽に介護予防・フレイル対策に取り組めるよう努めます。
- 活動者の感染予防を図るため、高齢者ふれあいサロンやいきいき百歳体操などの集い場で介護予防活動を行うときの注意点をまとめた「チェックリスト」を周知するなど、誰もが安心して活動に参加できるよう努めます。
- コロナ禍において、閉じこもりの可能性があるといった気がかりな高齢者を医療・介護データなどから把握し、直接訪問などによって高齢者の生活の実態や心身の状況を確認、適切な支援につなぐよう努めます。
- 家族など介護者の感染等により在宅介護が困難な要介護者を一時的に預かる施設を確保するなど、高齢者や介護者が安心して生活できるよう努めます。

尼崎市のこれまでの50年とこれからの20年



問題です。高齢者人口を表しているのはどちらでしょうか？

「A」「B」は、尼崎市の高齢者人口(65歳以上)と生産年齢人口(15歳から64歳)のいずれかを表しています。

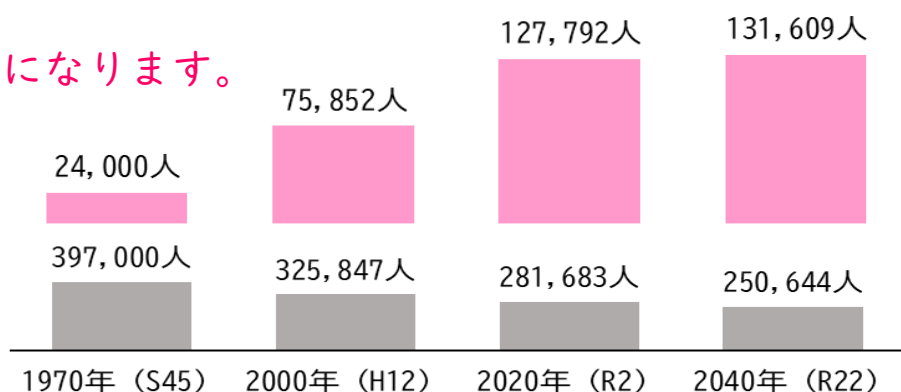


答えは次へ

✿ 答えは **A** になります。

A 65歳以上

B 15歳～64歳

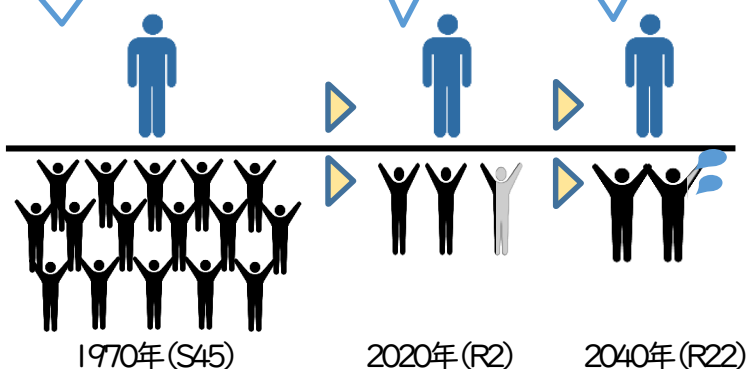


※グラフについて：1970年は国勢調査の人数（千人単位）、2000年以降は住民基本台帳に基づく人数です。

高齢者1人を
16人で支える

2.2人で

1.9人で



高齢者が占める割合も増加（高齢化率）

4.3%

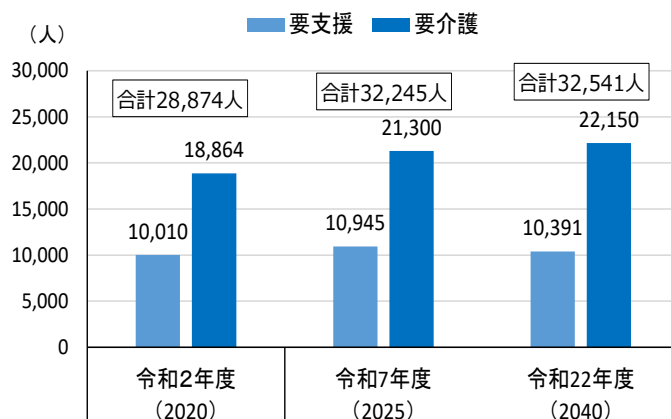


27.6%



31.2%

尼崎市の要支援・要介護者数の
これからの見込み



2040年には現在よりも約3,600人増加



今後、支える人よりも支えられる人が増えていくんでしょ。
私達も介護保険を使って支えられる側になって…介護保険
料も高くなるでしょう？不安だなあ。

不安を解消できる方法を一緒に考えてみましょう。



?

私達に何かできるということ？

もちろんです！**今ある能力を生かして生活を送る**ことが、介護予防・重
度化防止につながります。人や社会とつながることで、新たな生きがい
や役割が生まれることが期待されます。



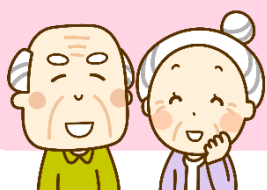
?

支援が必要となっても新たな生きがいや
楽しみを見つけられるということか。

そのとおりです！**必要な支援を受けながら、自分らしい生活の実
現を一人ひとりが大切に、また、みんなで大切にしていけるよう、**
この計画を策定しました。



私達がいきいきと暮らすことでまちが明るくなるのね！





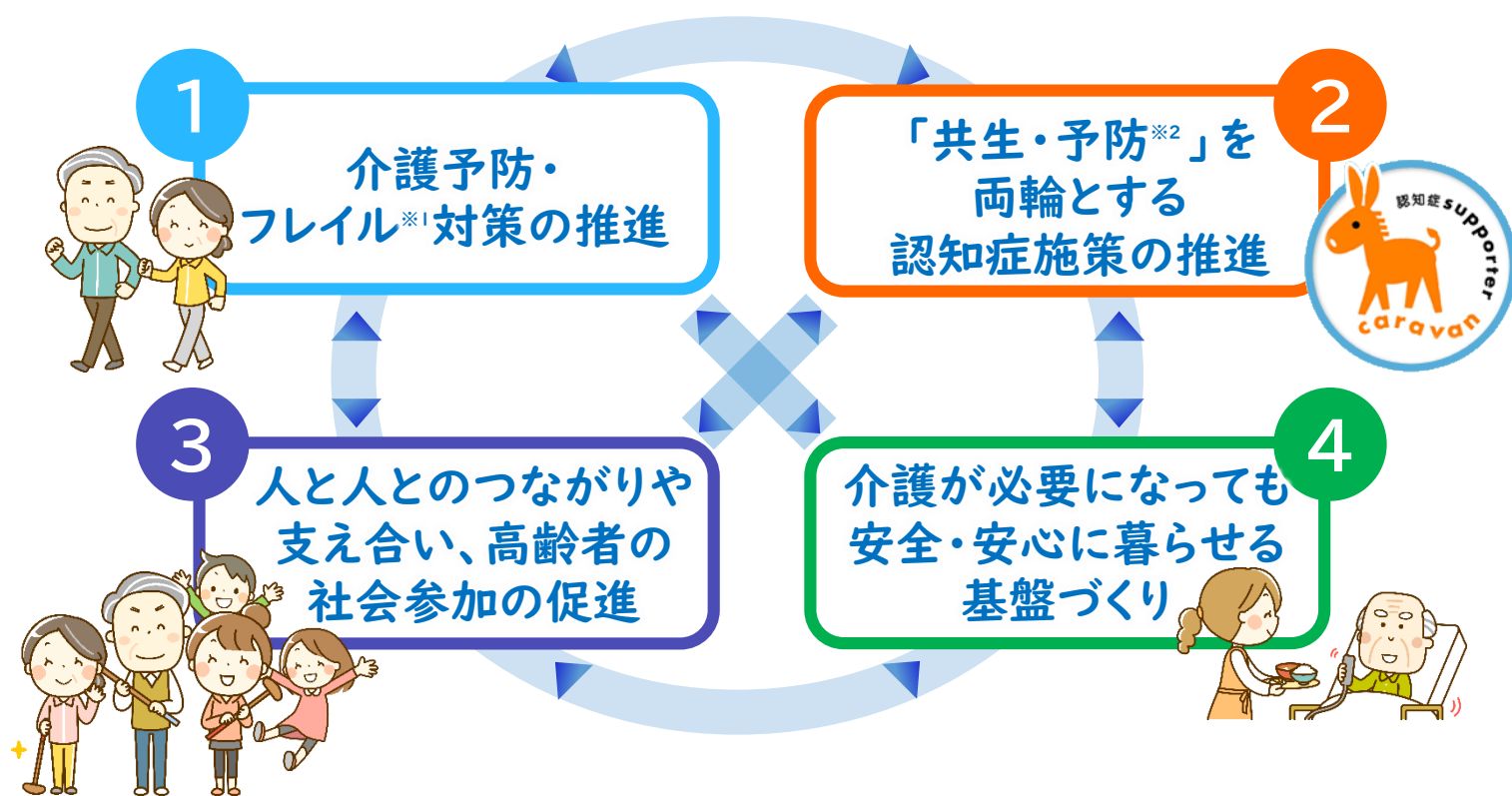
本計画について

団塊の世代が75歳以上となる2025年、高齢者数が最も多くなる2040年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら高齢者施策を効率的かつ効果的に進めます。

基本目標（2025年に向けた目標）

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| 1 高齢者の尊厳の確保と権利擁護 | 5 助け合い、支え合いの推進 |
| 2 健康づくりと介護予防の推進 | 6 生きがいづくり、社会参加の促進 |
| 3 高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実 | 7 高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営 |
| 4 多様な専門機関や団体などによる支援体制の構築 | |

計画期間の令和3年度から令和5年度までにおいては次の4つのテーマを中心に取り組みます。
(2021年度) (2023年度)



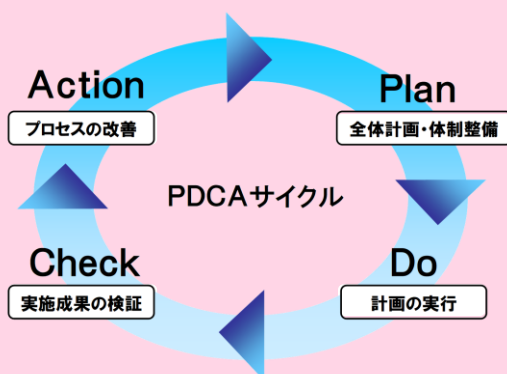
※1「フレイル」とは、年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）が低下した状態のことをいいます。詳しくは、5ページをご覧ください。

※2「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味で用いています。

「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味で用いています。



計画の進行管理及び推進



計画を着実に推進するためには、毎年度、施策や各事務事業について、適切に評価、進行管理を行う必要があります。

そのため、計画の進行管理については、社会福祉法に基づき設置している尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の意見を聴き、計画における取組を適宜点検するとともに、取組の改善を図るなど、高齢者施策の適切な実施につながるよう進めます。

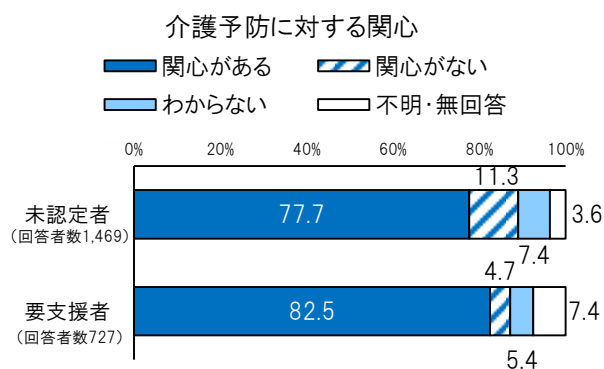
また、本計画の進行管理にあたっては、市総合計画の進行管理を行う施策評価とも連動させて実施します。

介護予防・フレイル対策の推進

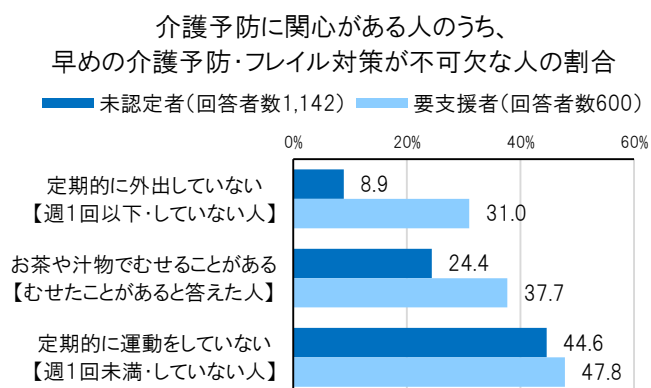
本市における高齢者向けアンケートの結果では、約8割の人が介護予防に関心があると答えており、自らの健康については非常に関心の高い事として受け止められています。そうした中において、介護予防に関心がある人のうち、早めの介護予防・フレイル対策が欠かせない人もいます。

これまで、第7期計画においてもいきいき百歳体操やリハビリテーション専門職等との協働による介護予防の推進に取り組んできましたが、更に推進する必要があります。

市民の声（アンケート結果）



出典：尼崎市高齢者意向調査（令和2年）



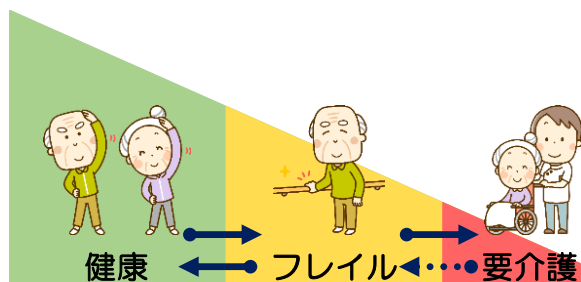
出典：尼崎市高齢者意向調査（令和2年）

「フレイル」とは

年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）が低下した状態をフレイルといいます。

多くの人が健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態に陥ると考えられています。

フレイルの兆候を早期に発見して、日常生活を見直すなど正しい対処をすれば、フレイルの進行を予防したり、健康な状態に戻したりすることができます。



本計画では



介護予防への関心だけでなく、やってみよう・続けようとする市民が増えるよう、また、栄養・運動・社会参加が大切と感じ、自ら実践いただけるよう、次のことに取り組みます。

■ 住民主体の介護予防活動への支援

- 自ら実践できるフレイル対策を紹介した「介護予防・重度化防止ハンドブック」やその動画などを用い、医療・介護関係者との協働で介護予防に関する市民啓発を進めます。
- 地域の高齢者の元気活動（介護予防・フレイル対策・地域デビューできる場など）を紹介する「シニア元気アップパンフレット」の定期的な発行（年1回）や、「シニア情報ステーション」と位置付けた薬局やスーパーなど高齢者が普段よく行く店舗においてこれら冊子の情報を発信するなど、地域に根ざす多くの人の連携により高齢者の社会参加を促します。
- 市民フレイルサポーターによるフレイル状態をチェックする取組（フレイルチェック会）を、地域住民団体が行う体操や交流の場（いきいき百歳体操・高齢者ふれあいサロンなど）で実施します。また、各々の嗜好に合わせ、個人で健康維持の活動をされている人に対しても定期的に様々な場でフレイルチェック会を開催することで、市民同士でフレイル対策を学び、介護予防に取り組む人を増やします。
- フレイル対策・認知症を学ぶ講師費用の助成や介護予防のリーダー育成など、通いの場の活動を支援します。

■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- 医療情報等の分析結果に基づき、脳卒中等発症リスクの高い高齢者への個別支援を行うなど、保健事業と介護予防を一体的に実施します。
- 5つの老人福祉センターについて、介護予防・フレイル対策の推進などの観点から「運動」「栄養(食・口腔)」「社会参加」を中心に、特色ある老人福祉センターへ機能を充実します。
- 旧耐震で老朽化が著しい千代木園、福喜園では、先行して地区体育館との複合化による新たな施設として、（仮称）健康ふれあい体育館を整備し、複合化のメリットを生かして、「運動」の事業展開を図りながら、効果的な健康づくり、介護予防の取組を充実します。
- 鶴の巣園、和楽園の2園では、これまでの取組に加え、高齢者の栄養(食・口腔)の事業展開を図り、介護予防・フレイル対策の推進を充実します。
- 総合老人福祉センターでは、これまでの取組に加え、社会参加の支援拠点として充実します。

■ 介護予防ケアマネジメント力向上の支援

- ケアマネジャーの介護予防ケアマネジメント力向上の支援について、気付き支援型地域ケア会議の効果をさらに高めるために、ケアマネジャーが支援対象者の自宅でアセスメントを行う際に、必要に応じてリハビリテーション専門職が同行し、ケアマネジャーに助言する仕組みを導入します。

取組を図る指標		現状 (令和2年3月)	目指す方向	目標値 (令和5年3月)
1	調整済介護認定率※の兵庫県との差	2.5 %	↓	2.1 %
2	自分が健康であると感じている高齢者の割合	64.7 %	↑	72.9 %

※「調整済介護認定率」とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率のことを言います。

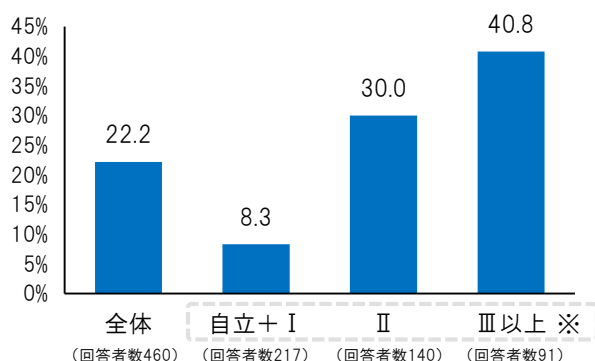
「共生・予防」を両輪とする認知症施策の推進

本市における高齢者向けアンケートの結果では、認知症高齢者本人の認知機能が低下するにつれて、不安を抱える介護者が増えているほか、高齢者の約8割が何らかの認知症の予防活動に取り組みたいと答えているなど、認知症については非常に関心の高い事として受け止められています。

これまで、第7期計画においても認知症サポーターの養成や認知症の人やその家族が集える認知症カフェ等の充実、認知症みんなで支えるSOSネットワークの構築など、様々な取組を進めてきましたが、更に推進する必要があります。

市民の声（アンケート結果）

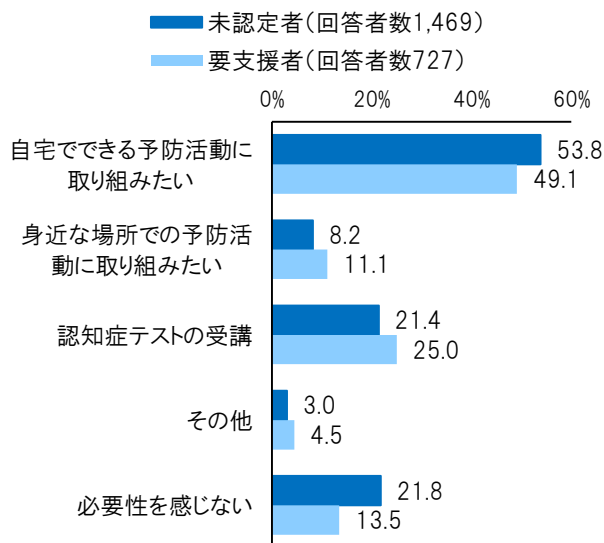
主な介護者が抱える不安で「認知症状への対応」と答えた人の割合



※「自立・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」とは、「認知症高齢者の日常生活自立度」の度合いを示すものです。例）Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態。

出典：尼崎市在宅介護実態調査（令和2年）

認知症予防に取り組むにあたっての考え

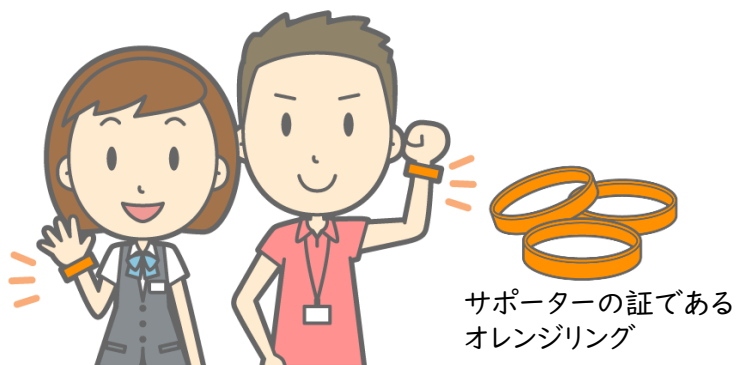


出典：尼崎市高齢者意向調査（令和2年）

認知症サポーター養成講座



受講者より「認知症の理解が深まった」、「認知症の人への関わり方を学べた」との声をいただいています。



サポーターの証である
オレンジリング

尼崎市内の

認知症カフェ

～認知症カフェとは～

認知症の人やその家族、地域住民、医療や介護の専門職など誰もが気軽に参加できる集いの場であり、安心して過ごせる居場所です。

対象者：認知症の人やご家族、医療や介護に携わる専門職、認知症に関心がある住民など
内 容：学びのための講話やミニイベント、参加者のフリートーク、専門職による介護相談、有料でのワンコイン定食や喫茶セット等の提供
 ※会費（100円～）や実費が必要な場合があります。

本計画では



認知症の正しい理解が進み、早期発見、早期対応につながるよう、また、認知症の人やその家族が安心して、できるだけ長く住み慣れた地域で暮らすことができるよう、次のことに取り組みます。

■ 認知症の理解を深めるための普及・啓発

- もの忘れが気になっている人、認知症と診断された人やそのご家族に向けて作成している「認知症あんしんガイド[※]」を活用し、市政出前講座を通じて普及させるなど、認知症への正しい理解や認知症本人と家族が安心して暮らせる各種取組の周知を強化します。
- 認知症サポーターの養成とその活躍支援のため、認知症カフェの団体等と認知症サポーターをつなぐ仕組みを作ります。同時に、具体的な活動意向のある認知症サポーターが活動に結びつくようステップアップ講座を開催し、認知症の人への見守り・声かけなど、寄り添い活動を行うチームオレンジ活動などにつなげていきます。

※認知症あんしんガイドについては、本計画の裏表紙において詳しく紹介しています。

■ 地域で支え合う力の向上

- 認知症カフェの運営費を助成し、認知症の人やその家族が集える場の充実を図ります。また、若年性認知症カフェを県立尼崎総合医療センター（認知症疾患医療センター）と共催し、認知症当事者の意見も反映した事業の構築を進めます。
- 「認知症みんなで支えるSOSネットワーク」について、「認知症の人やその家族の不安を和らげ、安心して外出できる『認知症個人賠償責任保険事業』」とあわせた更なる事業周知や、発見協力機関の拡大（金融機関等）を図り、地域の見守り力の強化に努めます。

■ 専門職による支える力の向上

- 医療又は介護サービスを受けていない又は中断している認知症が疑われる人やその家族などを訪問し、適切な医療や介護につなげる認知症初期集中支援チームについて、支援機関も交えた事例検討や、認知症地域支援推進員会議等で事例を共有化することにより、より良い支援につなげ、支援機関全体のステップアップを図ります。

■ 認知症予防の推進

- 健診受診者を対象とした「もの忘れチェック」において認知機能低下が疑われる人への継続的な支援ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、生活習慣病対策や介護予防事業と一体的に認知症予防に関する取組を進めることで、認知症の発症、進行予防に努めます。

取組を図る指標	現状 (令和2年3月)	目指す方向	目標値 (令和5年3月)
1 認知症サポーター数	22,341 人	↑	42,692 人
2 認知症高齢者（要支援）のうち、 閉じこもり傾向にある人の割合	36.6 %	↓	36.5% 以下

テーマ

3

人と人とのつながりや支え合い、高齢者の社会参加の促進

第7期計画では、高齢者の地域での居場所づくりや支え合い活動の組織化・運営支援といった取組を進め、様々な形でのつながりづくりや、高齢者の社会参加を進めてきました。

しかしながら、高齢者人口の増加により、高齢者の生活や価値観が多様化する中で、一人ひとりに応じた取組の充実が課題となっています。

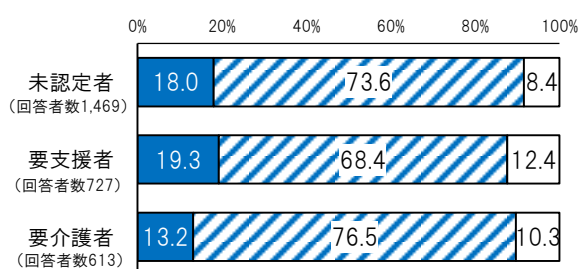
本市における高齢者向けアンケートの結果では、ご近所に相談し、助け合える人がいると答えた人は2割ほどにとどまっており、今後、単身高齢者世帯が増えることが予想される中で、地域のつながりの希薄化が懸念されています。また、高齢者の中には、現在は地域での支え合い活動に取り組んでいないものの、新たに取り組みたいと答えた人がいて、様々な形での社会参加を希望する人がいることがわかります。

高齢者一人ひとりに合わせて、様々な居場所づくりや社会参加の取組を進める必要があります。

市民の声（アンケート結果）

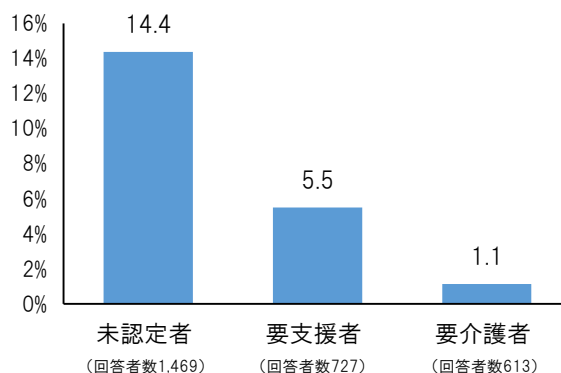
ご近所に相談し、助け合える人はいますか

■ いる ■ いない □ 不明・無回答



出典：尼崎市高齢者意向調査（令和2年）

今後何らかの支え合い活動（ボランティア活動）をしたいと思っている人の割合



出典：尼崎市高齢者意向調査（令和2年）



一人ひとりに合わせた様々な取組が実施されています。



本計画では



地域で支え合いの風土が醸成され、人と人とのつながりが生まれるよう、また、高齢者がサービスを受ける側にとどまらず、「支える・支えられる」関係を超え、支え合いの一員となり、日々の生活で生きがいを得ることができるよう、次のことに取り組みます。

■ 地域で支える高齢者支援の推進

- 市社会福祉協議会に配置する地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）と市の地域担当職員等が連携することで、潜在的な地域福祉活動の担い手を把握し、様々な活動の紹介を通じて、具体的な活動へとつなげます。
- 福祉、社会教育関係等の地域資源の情報をエリアごとに検索できるシステムの活用により、地域福祉活動専門員などが見守りやボランティアなど、地域住民による支援等の情報を共有し、地域資源を生かした取組を一層図っていくとともに、市民等へもその情報を公開することで、市民等の様々な活動やつながりづくりの支援に努めます。
- 自分たちがやりたいことをできる範囲で行うという地域活動の自主性を尊重しながら、地域による支え合い活動が広がるよう、活動団体への支援の充実を図ります。

■ 身近な集い場の充実

- 高齢者のニーズの多様化に合わせて、高齢者の興味・関心をひくように高齢者ふれあいサロンの制度運用をより柔軟なものにしていくとともに、市社会福祉協議会や市が連携しながら老人クラブ等の様々な団体に制度を周知し、活動を勧奨していくことで、身近な集い場活動の充実に努めます。

■ 総合老人福祉センターでの社会参加づくり

- 総合老人福祉センターでは、これまでの取組に加え、高齢期を元気に過ごすため、ボランティア等のきっかけづくり、地域福祉活動団体の育成、人材の養成に努めるとともに、高齢者自らが地域福祉活動の企画運営等に取り組むなど、社会参加の支援拠点として充実します。

■ 多様な就労活動等の推進

- 就労支援、就業体験を通じた取組を中心に、シルバー人材センターが指定管理運営を行う「老人福祉工場」の機能転換を図ることで、多様な就労活動等を推進します。また、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする「就労的活動支援コーディネーター」の機能なども検討し、高齢者の社会参加等を促進します。

取組を図る指標		現状 (令和2年3月)	目指す方向	目標値 (令和5年3月)
1	高齢者ふれあいサロンの登録者数	2,869 人	↑	4,928 人
2	生きがいを持つ高齢者の割合	66.3 %	↑	75.9 %

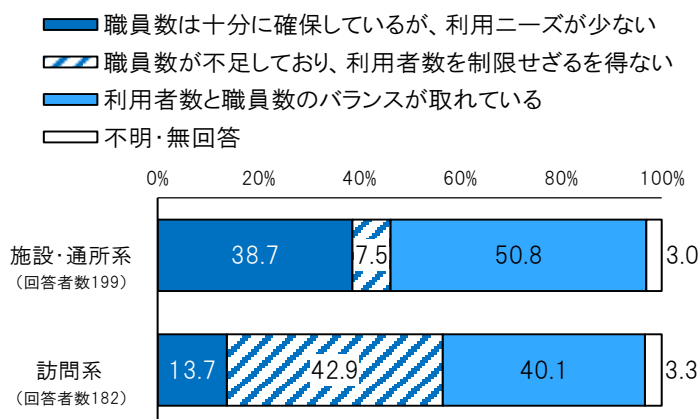
介護が必要になっても安全・安心に暮らせる基盤づくり

本市における高齢者向けアンケートの結果では、約6割の人が自宅で、約1割の人が介護サービスが受けられる施設で人生最期を迎えたいと答えており、そうした自分らしい生活の実現に向けて、在宅生活を支える医療と介護の連携や、介護保険サービスの基盤整備等に取り組んできました。

こうした中、介護保険制度の持続可能性を確保していく上で、介護人材の確保が急務となっています。人材確保の視点も含めてサービスの基盤を確保するとともに、サービスの質の確保も図る中で、介護が必要になっても安全・安心に暮らせる基盤づくりを目指す必要があります。

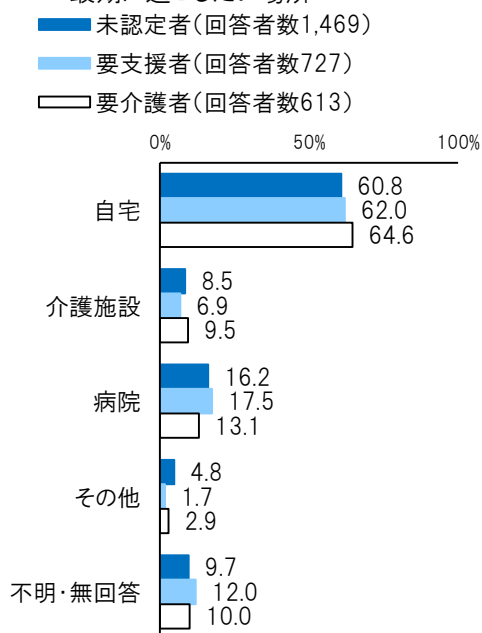
市民の声(アンケート結果)

事業所の運営状況



出典：尼崎市介護人材等に関するアンケート（令和2年）

最期に過ごしたい場所



出典：尼崎市高齢者意向調査（令和2年）



地域包括支援センターでの相談風景

地域包括支援センターは住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように支援を行っています。



自らが望む場所で安全・安心に暮らせるよう、高齢者を支える担い手の確保やサービスの基盤確保・質の向上等を図るため、次のことに取り組みます。

■ 権利擁護支援の推進・高齢者虐待の防止

- 成年後見等支援センターにおける地域連携ネットワーク機能の強化を図り、成年後見制度の更なる利用推進に努めます。また、虐待の早期発見・対応、未然防止に取り組みます。

■ 高齢者の多様な住まいの質と量の確保・在宅生活を支える支援の充実

- 特別養護老人ホームなどの整備促進や介護相談員の派遣、ケアプラン点検などにより介護基盤の質と量の確保に取り組みます。また、緊急通報システムについて高齢者のニーズに合わせて見直すなど在宅生活を支える支援の充実を図ります。

■ 地域包括支援センターの対応力強化・包括的な支援体制づくり

- 複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて、地域包括支援センターの基幹的機能のあり方や、多機関との情報共有や連携の推進手法について検討を進めます。

■ 医療・介護連携に関する取組

- 高齢者の生活の場で医療と介護を一体的に提供する連携体制を構築するため、医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」を中心に、各種連携施策の推進に努めます。また、高齢者が今後の暮らし方や人生の最終段階におけるケアについて自ら考え家族や関係者と共有する「人生会議」の取組について引き続き普及・啓発を図ります。

■ 介護従事者確保・定着に向けた支援

- キャリアアップのための資格取得支援などを中心に検討し、人材の参入促進や資質向上、人材の定着などの視点に基づき、介護人材確保の事業展開を図ります。また、文書量の削減を推進し、サービス提供に関する書類作成に係る業務負担の改善を図ります。
- 生活支援サポーターについて、新たな取組として、サポーターの雇用意向のある事業所による養成研修を支援するほか、研修修了者の、高齢者宅での実践への不安感を軽減するために、ホームヘルパーによる同行支援などを行い、サポーターの就労者数の増加を目指します。

■ 介護保険サービス事業の質の向上と安定的な利用継続

- 介護保険サービス事業所に加え、有料老人ホームに対しても実地指導等において必要な助言・指導を行い、事業所等が法令等を遵守した適正なサービス運営ができるよう努めます。
- 災害や新型コロナウイルス感染症対策の教訓などを踏まえ、発生時における利用者及び従事者の安全確保を図るとともに、介護サービス提供体制に対する影響をできる限り小さくするため、災害と感染症に対する備えとして、マスク・消毒液などの配布や入所施設における換気設備の設置費用等の支援を行い、必要な介護サービスが継続できるよう支援します。

取組を図る指標		現状 (令和2年3月)	目指す方向	目標値 (令和5年3月)
1	生活支援サポーター養成研修修了者数	613 人	↑	1,800 人
2	地域包括支援センターの認知度	63.5 %	↑	100 %



令和3年度から令和5年度までの介護保険事業費見込額 (2021年度) (2023年度)

高齢者人口や要介護等認定者数、介護サービス量の見込み等をもとに算定した3か年の給付費総額は1,408億円になる見込みです。

	3か年の総額
在宅サービス給付費	80,850百万円
居住系サービス給付費	11,273百万円
施設サービス給付費	33,987百万円
その他の費用	6,907百万円
地域支援事業費	7,933百万円
介護保険事業費総額	140,950百万円
保険料収納必要額	28,014百万円



居宅サービス、施設・居住系サービスの整備計画

現在の整備状況や、介護需要の今後の見込みを踏まえ、サービスの整備目標を立てました。

居宅系サービス

施設の種類	令和2年度末 累計	公募済 設置数※1	令和3年度 整備目標	令和4年度 整備目標	令和5年度 整備目標	(単位:か所、()内は定員)	
						第8期 計	令和5年度末 累計
小規模多機能型居宅介護	17(430)	1(9)	0	1(29)	0	1(29)	19(468)
看護小規模多機能型居宅介護	3(64)	0	0	1(29)	0	1(29)	4(93)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	0	0	1	0	1	5

施設・居住系サービス

施設の種類	令和2年度末 累計	公募済 設置数※1	令和3年度 整備目標	令和4年度 整備目標	令和5年度 整備目標	(単位:か所、()内は定員)	
						第8期 計	令和5年度末 累計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)※2	25(1,791)	1(100)	1(100)	2(58)	0	3(158)	29(2,049)
介護老人保健施設※3	13(1,154)	0	1(15)	0	0	1(15)	13(1,169)
介護医療院	0	1(48)	1(144)	1(48)	0	2(192)	3(240)
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)※2,4	14(967)	0	1(100)	1(100)	0	2(200)	16(1,167)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	28(503)	1(18)	1(18)	1(18)	1(18)	3(54)	32(575)

※1 第7期計画中の取組による現在整備中の数を計上しています。第8期計画期間中に開設予定ですが、目標数には含みません。

※2 介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護については、地域密着型施設を含みます。

※3 介護老人保健施設は増床整備を計画しているため、施設数に変更はありません。

※4 特定施設入居者生活介護には養護老人ホームが指定を受けている特定施設(1施設50床)は含みません。



令和3年度から令和5年度までの介護保険料 (2021年度) (2023年度)

段階	対象者		保険料率	保険料年額	保険料月額
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、老齢福祉年金受給者（世帯全員が市民税非課税）		0.300	23,793円	1,983円
第2段階	本人が市民税非課税	本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の人			
第3段階		本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.435	34,500円	2,875円
第4段階		本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が120万円超の人	0.700	55,517円	4,626円
第5段階	本人が市民税非課税	本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の人	1.000 (基準額)	79,310円	6,609円
第6段階		本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円を超える人			
第7段階	本人が市民税課税	合計所得金額が 120万円未満の人	1.200	95,172円	7,931円
第8段階		合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	1.300	103,103円	8,592円
第9段階		合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	1.500	118,965円	9,914円
第10段階		合計所得金額が 320万円以上400万円未満の人	1.700	134,827円	11,236円
第11段階		合計所得金額が 400万円以上600万円未満の人	1.825	144,741円	12,062円
第12段階		合計所得金額が 600万円以上800万円未満の人	1.950	154,655円	12,888円
第13段階		合計所得金額が 800万円以上1000万円未満の人	2.075	164,568円	13,714円
第14段階		合計所得金額が 1000万円以上1200万円未満の人	2.200	174,482円	14,540円
第15段階	本人が市民税課税	合計所得金額が 1200万円以上の人	2.325	184,396円	15,366円
第16段階		合計所得金額が 1200万円以上の人	2.325	184,396円	15,366円

- 保険料月額は、年額を12か月で割った額(1円未満四捨五入)で、目安です。
- 第1段階から第3段階までの保険料は公費による保険料軽減後の金額です。



ご存知ですか「地域包括支援センター」

「介護予防に組みたい」「サービスを利用したい」「介護に疲れている」「近所に気がかりな高齢者がいる」など、
高齢者に関するご相談は、市内12か所にある「**地域包括支援センター**」へお寄せください。

施設名	所在地	電話	ファクス
中央東	東本町4丁目103-11(ほがらか苑内)	06-4868-8300	06-4868-8303
中央西	神田中通9丁目291(ナニワ診療所内)	06-6430-5615	06-6430-7720
小田南	金楽寺町2丁目7-7(喜楽苑地域ケアセンター1階)	06-6488-0180	06-6488-0190
小田北	潮江1丁目15-2-120(尼崎中央病院北東)	06-6498-5111	06-6492-1100
大庄南	大庄西町4丁目3-9(サンプラザ平成内)	06-6417-0125	06-4950-4715
大庄北	崇徳院2丁目159(KマンションJIN II 1階)	06-6430-0511	06-6430-0512
立花南	大西町3丁目17-18(あなたの街の相談室内)	06-6428-7112	06-6423-0130
立花北	富松町3丁目3-6(南野の庭内)	06-6422-3333	06-6422-0025
武庫東	南武庫之荘1丁目25-18(阪急武庫之荘駅南西)	06-4962-5308	06-4962-5309
武庫西	武庫元町1丁目26-3(西武庫交番東)	06-6438-3955	06-6438-3956
園田南	小中島2丁目10-20(園田苑南西)	06-6494-8087	06-6494-8086
園田北	田能5丁目10-25(春日苑内)	06-6498-0826	06-6498-0909

これからの暮らしについて安心して考えていただくために。

「おうちで暮らし続けたい」
でもホントに大丈夫？と心配な方に向けて
「**尼崎市在宅療養ハンドブック**」を作成しています。

最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、在宅療養の仕組みや、自分の希望を周囲と共有することの大切さなどを、体験談を交えて紹介しています。



ものの忘れが気になっている方、認知症と診断された方やそのご家族の方に向けて、
「**尼崎市認知症あんしんガイド**」を作成しています。また、本書は認知症と診断されたばかりの方の気持ちやご家族の体験談などを紹介しています。支援者の方も含め、ぜひご活用ください。

介護保険のサービスってどんなもの？

食事、入浴などの支援や生活向上のための支援を通所して受ける**通所介護**、

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う**訪問介護**、

施設に入所して日常生活上の支援や介護を受ける**特別養護老人ホーム**など、

状況に応じて様々なサービスを利用することができます。



※詳しくは、尼崎市パンフレット「**新しくなったいきいき介護保険**」をご覧ください。

※また、「**いつでも心も体も健康に～介護予防・重度化防止ハンドブック～**」で、上手にサービスを利用して自分らしい生活をされている方の体験談を紹介しています。

冊子の配布場所

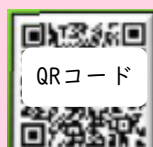
尼崎市役所高齢介護課／各地域包括支援センター／保健福祉センター（南北）など
または市ホームページからもご覧になれます。
※いきいき介護保険は窓口配布のみ

在宅療養ハンドブック
認知症あんしんガイド
介護予防ハンドブック

検索

この計画についてもっとお知りになりたい方は、「解説版」を市ホームページからご覧になれるほか、市役所高齢介護課の窓口にお問い合わせください。

検索欄: 解説版 検索 HP 表示



問い合わせ先
(尼崎市高齢介護課)
電話：06-6489-6356
ファクス：06-6489-6528
住所：〒660-8501
尼崎市東七松町
1丁目23-1